

令和 8 年度指定管理者募集に関する質問書に係る回答について

R8. 10. 27

京都府建設交通部都市計画課

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
1	共通	要項	0	選定後の協議で提案した指定管理料が減額させられることがあるとすれば、候補者は、その減額処理を再委託業者にお願しなければならず、価格で折り合いがつかなければ、安価で業務を行ってくれる別の業者（府外の業者）を採さなければなりません。 こうした場合には、「公契約大綱」の適用はどのようなのでしょうか？	指定管理業務の外部委託については、原則として公契約大綱に準じます。
2	共通	要項	0	維持管理補修の小規模修繕について、それぞれの指定管理料の内数に修繕費が入っているが、その取扱いをご教示ください。	小規模修繕に係る修繕費については、「管理運営収入」に示す修繕見込額全額を、指定管理経費として収支計画にお見込みの上、御提案ください。
3	共通	要項	0	提案額について、府による査定又は内容確認に基づく減額調整等が行われるのでしょうか。	「指定管理者候補者選考後の手続等」に記載のとおり、必要に応じて候補者の提案内容について訂正を求める場合があります。その際は協議に応じていただく必要があります。〔指定管理者募集要項（以下、「要項」という。）第 8（1）参照〕
4	共通	要項	0	説明会時の質疑応答 指定管理料について「査定」があると質疑応答がございましたが、指定管理料、納付金、投資額が査定対象となり、府と指定管理者候補者の間で協議が行われるとの認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	共通	要項	0	選定基準表（別紙）ですが、④にある提案価格の評価額は提案指定管理料から納付金や投資額を差し引いて比較するとなっています。 応募時点で過大な架空に近い提案を書くこともできると思いますが、実際の運営で自主事業が赤字になったから納付金は納めない、投資額も実行されないことになるとしますので評価の仕方としては、こうしたプロフィット額を指定管理料から差し引いて評価するのではなく、提案の指定管理料で評価し、プロフィット額の提案には配点を加える評価が公平公正だと考えますがいかがですか？	提出された応募書類に虚偽又は不正があった場合は失格となります。〔要項第 6（10）③参照〕 応募書類は、提案内容を必ず実施することを前提として御提出ください。 事業別自主事業計画書（様式 4-2）及び事業別自主事業収支等計画書（様式 5-2）では、自主事業実施及び当該事業収益の実現性を、資料（同種事業の実績、他公園（施設）での実績等）によりお示しください。 おって、選定審査会において、示された資料等及び必要に応じて行うヒアリングにより、評価します。
6	共通	要項	2	説明会時の説明 法令関係、不可抗力、施設の新設・増築・大規模改修、備品の新規購入・更新等に係るものは府の負担とご説明があったと記憶しておりますが、お間違いないでしょうか。	（【注】説明会での説明を一部訂正しています） 施設の新設・増築・大規模改修、備品の新規購入・更新等に係るものは京都府の負担となります。〔要項第 4（8）参照〕 また、法令関係、不可抗力に係るものは、指定管理者と京都府の協議により負担区分を決定します。〔要項第 4（8）参照〕

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
7	共通	要項	2	リスク分担では、物価リスクが指定管理者の負担となっているが、昨今の物価上昇の中で、指定管理者に求めるのは問題ではないか。	物価リスクは指定管理者の負担としていますので、物価リスクをお見込みの上、御提案ください。〔要項第4（8）参照〕
8	共通	要項	2	説明会時の説明 物価リスクについて、基本的には指定管理者が作成する収支計画にて見込んでもらうのご発言がございました。料金改定には条例改正が必要かと存じますが、次回の条例改正の時期・内容についてご回答ください。	次回の料金改定（条例改正）時期及び内容は未定です。現行の条例に基づいて、利用料金を御提案ください。 要項に記載のとおり、物価リスクは原則として指定管理者負担となりますので、収支計画は物価リスクをお見込みの上、御提案ください。〔要項第4（8）参照〕
9	共通	要項	2	物価リスクについて、急激な上昇があった場合は、協議対象としていただけないか。	要項に記載のとおり、物価リスクは原則として指定管理者負担となりますので、収支計画は物価リスクをお見込みの上、御提案ください。〔要項第4（8）参照〕 ただし、予期し難い著しい物価変動が生じた場合は、協議の対象とします。
10	共通	要項	2	リスク分担表がありますが、その表の中の「物価リスク」欄は指定管理者が負うとなっています。 指定管理者事業の募集条件に、「公契約大綱」の考え方をとりいれるのであれば、公共調達（建設工事等）で契約書において「インフレスライド条項」の条文があることから、今回の指定管理事業にも「インフレスライド条項」の考え方を取り入れて、物価リスクを京都府も負うべきではないでしょうか？ 見解をお願いします。	要項に記載のとおり、物価リスクは原則として指定管理者負担となりますので、収支計画は物価リスクをお見込みの上、御提案いただきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。〔要項第4（8）参照〕
11	共通	要項	3	グループで応募する場合、追加で提出が必要となる書類はあるか。	グループ応募の場合は、グループ構成員表（様式1-2）を御提出ください。 なお、その他必要書類については、〔要項第5（2）及び第6（10）〕を御確認ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
12	共通	要項	3	様式10 「再委託予定調書」について、全ての業務が府内に本店を置く企業へ委託できることが理想ですが、説明会でも「専門的な業務などやむを得ない理由がある場合は府外企業への委託も可能」とご説明されておりました。「原則」本店とは理解しておりますが、一部について府内に支社や支店のある企業又は既存業務に実績がある企業等でも差支えないでしょうか。	府内に支社や支店を置いているが、府内に本社を置いていない企業は、府内企業として扱いません。 また、既存業務の実績を理由として、府外企業へ委託することはできません。 なお、指定管理業務の外部委託については、原則として公契約大綱に準じ、専門的な業務や府内に業務を実施できる企業がないなど、やむを得ない理由がある場合に、府内企業（府内に本店を置く企業）以外への委託を可能とします。
13	共通	要項	3	業務の再委託の記述に、「京都府の公契約大綱（R7年改正）に準じ、原則府内業者を選定する」とされていますが、この「原則」の例外的に取り扱えることを教えて下さい。	12番の回答を御参照ください。
14	共通	要項	3	グループ応募の場合、「指定申請書（様式1）」は代表企業のみ提出するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
15	共通	要項	3	様式8に添付する会社概要・パンフレット等にも実績の記載がある場合は、⑤の書類と兼ねる形でよろしいでしょうか。	問題ありません。
16	共通	要項	3	再委託先について、原則府内企業とあるが、「令和3年度版からの変更点」では原則府内本店企業とある。どちらが正しいか。 府内企業とは、京都府内に支店・営業所で問題ないか。	12番の回答を御参照ください。 なお、御指摘の事について、要項と「令和3年度版からの変更点」資料の表記について明確化を図るため、以下のとおり訂正します。 ・要項〔第4（3）④〕 【訂正前】府内企業 【訂正後】府内企業（府内に本店を置く企業） ・令和3年度版からの変更点〔第2〕 【訂正前】府内に本店を置く企業 【訂正後】府内企業（府内に本店を置く企業） なお、「令和3年度版からの変更点」の訂正版は令和8年10月27日（火）にHPに掲載する予定です。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
17	共通	要項	4	一部の他官庁所管の公園では、Park-PFI制度や指定管理者が新たに設置した公園施設は管理期間が終わるまでに原状復旧する必要があるが、当公園の自主事業として設備を設置・改修した場合、管理期間後の継承または現状引渡しについて、協議していただけるか。	協議の対象とします。
18	共通	要項	5	クビアカツヤカミキリの被害が京都府内でも拡大しているが、防除など対策費用は通常の維持管理を超えるものとして、協議の対象になりうるか。	防除については維持管理の範疇と考えるため、原則指定管理者の責任となります。 ただし、被害樹木の量が著しく多いなど大規模になる場合は、協議の対象とします。
19	共通	要項	6	事業計画書について、情報公開により開示された事業計画書の著作権については、作成した業者にあるという認識でよい。開示資料の転記や資料としての他業者の流用については、どうお考えか。	情報公開制度で入手した文書であったとしても、文書が第三者により作成されたものである場合、第三者が当該文書の著作権を有しており、文書を入手した者は、他者の著作物に対する著作権法上の規定を遵守する必要があります。
20	共通	要項	6	様式2-2-4及び様式2-2-5の「安全管理」について、それぞれ記載すべき内容の違いはなにか。	様式2-2-4については、安全管理マニュアルの整備や連絡体制の構築など、平常時における安全管理体制を記載してください。様式2-2-5については、公園利用者に危害が及ぶおそれのある緊急時や事故発生時における対応方法を御記載ください。
21	共通	要項	6	提出書類については、押印欄のある書類のみ押印が必要という認識でよい。	そのとおりです。
22	共通	要項	6	様式2 事業計画書の枚数制限について、A4サイズで4枚程度とされていますが、その他の様式について枚数制限はありますか。	公園毎に公園の規模、施設の量や種類が異なるため、一律の枚数制限は設けていません。 なお、応募書類の作成に関し、要項に記載のことについて御留意ください。 〔要項第6（2）【概要書・計画書作成要領】参照〕
23	共通	要項	6	事業計画書はA4縦形式とされていますが、図表等を用いて見やすくするため、A3サイズを使用することは可能か。	A4縦形式で御提出ください。
24	共通	要項	6	CD-Rで提出する電子データについては、募集要項で提出が求められている書類のみ格納すればよい。	そのとおりです。
25	共通	要項	6	事業計画書、様式2-1以降PowerPointで作成しそれで提出してもよい。	公開している様式と同様の体裁であれば差支えありません。オリジナルファイルは、京都府が読み込みが可能であるWord、Excel、PowerPointファイル形式のいずれかで作成してください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
26	共通	要項	6	様式3、様式5-1、様式5-2 収入項目及び支出項目について、府にて記載の項目にて各収支計画書を作成するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
27	共通	要項	6	『事業計画書（様式2、2-1～2-4）、収支計画書（様式3）及び自主事業に関する事業計画書（様式4-1、4-2、5-1、5-2）については、CD-Rの電子データ（製本データはPDF形式、オリジナルファイル（ワード、エクセル又はパワーポイント）は別フォルダ格納）も併せて御提出ください。』とございますが、製本データは、様式2、2-1～2-4、様式3、様式4-1、4-2、5-1、5-2を一つのPDFファイルにまとめ、オリジナルファイルはそれぞれ別フォルダに格納してCD-Rに保存するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、CD-Rにおけるフォルダ構成及びオリジナルファイル名は次のとおりとしてください。 ①フォルダ構成 [CD-R]ー[〇〇公園応募書類一式_製本データ.pdf] └[オリジナルフォルダ]ー[様式2事業計画書フォルダ] └[様式3収支計画書フォルダ] └[様式4・5自主事業計画書フォルダ] ②オリジナルファイル名 製本データ内の様式の順番と合致するように様式名の前に番号を付してください。 【数字_様式名.拡張子】 (例) [01_様式2.ppt]、[02_様式2-1.docx]、[03_様式2-2-1.docx]...など
28	共通	要項	7	審査項目の一つである「府民の公平な利用の確保」における「公平」とは、どのような趣旨を想定されているか。	利用者の属性に応じて公平な対応を求めているものです。
29	共通	要項	7	指定管理者等選定審査会におけるヒアリング審査について、応募者の出席者数に制限はあるか。	会場レイアウトの都合上、4名分のテーブル席を用意しています。超過する場合、事前に御相談ください。 なお、ヒアリング審査の詳細については後日、応募者あて通知します。
30	共通	要項	7	指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、説明会にて兩日出席する可能性があるとの説明を受けましたが、1日目と2日目の審査内容についてご教示ください。	1つの公園に係る審査は、書類選考からプレゼン、ヒアリングまでを1日で完結します。 ただし、応募者が複数公園に応募した場合、兩日の出席を要する場合があります。 詳細（日時・会場など）は、令和8年11月18日（水）目途に応募者あて通知する予定ですので、御確認ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
31	共通	要項	7	指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、説明会にて兩日出席する可能性があるとの説明を受けましたが、以下でお間違いないでしょうか。 ・ 令和8年11月25日（水）14時～18時30分 ・ 令和8年11月30日（月）9時～13時 ・ 共に京都駅周辺にて実施	左記の範囲で実施しますが、詳細（日時・会場など）は、令和8年11月18日（水）目途に応募者あて通知する予定です。
32	共通	要項	7	指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、パワーポイント資料を使用する場合には、パソコンの準備が必要とご案内頂きましたが、プロジェクター又は大型モニタ等に投影してご説明するのでしょうか。発表時間は5分以内でお間違いないでしょうか。	応募者は、パソコンを持参してください。 当方が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用してプレゼンをしていただきます。 パソコンとプロジェクターの接続は、当方でHDMIケーブルを用意しますので、対応したパソコンを御持参ください。 発表時間は5分以内としてください。
33	伏見港	要項	1	伏見港公園／募集要項P12 ③府事業による施設の利用停止に係り、「I屋内プール槽改修」を令和9年度に実施見込として工期を約6カ月、「A体育館空調改修」を令和10年度に実施見込として工期を約6カ月との記述があり、「利用停止期間中の利用料金の減少を想定して収入を見込んでください。」との指示がありますが、工期の時期によって収入のボリュームが異なります。現在想定している実施時期についてお示しください。また、実施時期が異なった場合で、大きな減収となった際については、府と協議させて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	要項12頁に記載の予定工事について、想定している時期は、体育館空調改修及び屋内プール槽改修ともに、下半期（10月～翌年3月）です。 なお、当該予定工事は、現在の想定であり、情勢等により変更する場合があります。 また、実施時期が想定と異なったことにより、著しい減収となった際については、協議の対象とします。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
34	伏見港	要項	1	伏見港公園／募集要項P12 ③府事業による施設の利用停止に係り、「I屋内プール槽改修」を令和9年度に実施見込として工期を約6カ月、「A体育館空調改修」を令和10年度に実施見込として工期を約6カ月との記述がありますが、令和9年4月から実施する可能性はあるのでしょうか。利用者への告知、現在勤務する職員への告知や雇用継続等を鑑みると利用が増える4月から9月の閉館は望ましくありません。屋内プールはもちろんですが、体育館についても利用動向が比較的落ち着く下半期に実施して頂くことは可能でしょうか。	要項12頁に記載の予定工事について、想定している時期は、体育館空調改修及び屋内プール槽改修ともに、下半期（10月～翌年3月）です。 なお、当該予定工事は、現在の想定であり、情勢等により変更する場合があります。 また、無料・有料施設の区別なく、公園施設の利用に影響を及ぼさない時期に、京都府と指定管理者の間で利用停止期間について調整を行うこととしています。 よって、可能な限り利用者に影響の少ない時期に工事を実施したいと考えています。
35	伏見港	要項	1	募集要項P12の予定工事について、実施時期の予定（何月～何月迄）を教えてください	34番の回答をご参照ください。
36	伏見港	要項	1	伏見港公園／募集要項P12 ③府事業による施設の利用停止に係り、「I屋内プール槽改修」を令和9年度に実施見込として工期を約6カ月、「A体育館空調改修」を令和10年度に実施見込として工期を約6カ月との記述があり、「利用停止期間中の利用料金の減少を想定して収入を見込んでください。」との指示がありますが、支出と共に収支計画書（様式2－4や様式3）に反映して府への指定管理料を算出するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
37	伏見港	要項	1	伏見港公園／募集要項P12 ③府事業による施設の利用停止に係り、「I屋内プール槽改修」を令和9年度に実施見込として工期を約6カ月との記述がありますが、体育館・屋外プール・その他屋外施設は開館できるとの認識でよろしいでしょうか。	改修工事対象施設以外は原則として利用できるものとし、事業計画を御提案ください。 ただし、体育館及び屋内プール施設の改修工事については、工事に伴う資機材の搬入や仮設物の設置等により、周辺施設に影響が及ぶ可能性があります。 また、体育館及び屋内プールが他の公園施設と同一の機械設備等を共有している場合、同施設の改修工事に伴い一時利用停止などの影響が生じる場合があります。 なお、要項に記載のとおり、施設・設備等の修繕等を伴う施設の利用停止、休園を伴う利用料金収入等の補填は原則として行いません。〔要項第4（8）参照〕

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
38	伏見港	要項	1	伏見港公園／募集要項P12 ③府事業による施設の利用停止に係り、「ア体育館空調改修」を令和10年度に実施見込として工期を約6カ月との記述がありますが、屋内プール・屋外プール・その他屋外施設は開館できるとの認識でよろしいでしょうか。	37番の回答をご参照ください。
39	伏見港	要項	3	伏見港公園／募集要項P17 (7) 団体概要書(様式8)に係り、①京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類の提出に関して、当社は京都府内の事業所を登記しておらず、定款にも記載がありません。5年前も同様の質問回答がございましたが、会社パンフレットには本社住所のみの記載のため、事業所の記載がある事業報告書等の書類の提出でよろしいでしょうか。(前回回答: 会社パンフレット等、京都府内の事業所の存在が確認できる資料、ホームページの写しは不可)	応募者の資格に京都府内に事業所(事務所等を含む)を有することとしているのは、指定期間の5年に渡り、通常時及び緊急時に指定管理者として速やかに対応できることを求めているものです。 よって、京都府内に事業所(事務所等を含む)の存在を証明できる資料を御提出ください。
40	伏見港	要項	3	伏見港公園／募集要項P17 (7) 団体概要書(様式8)に係り、②応募資格を満たすことが確認できる書類について、京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書の提出について、次の納税証明書の提出でよろしいでしょうか。 ・ 京都府税＝府税に滞納がないことの証明書 ・ 法人税、消費税及び地方消費税＝その3の3	そのとおりです。
41	伏見港	要項	3	伏見港公園／募集要項P17 団体概要書(様式8)について、「累積損益」の記入欄がありますが、当社は合併や分社を複数回行っているため、創業からの累積損益を算出することができません。この場合、記入不要の理解でよろしいでしょうか。	累積損益については、現体制に引き継いでいる債務を含め、直近3年間における累積損益を御記入ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
42	伏見港	要項	4	Park-PFIが導入される場合、想定されている箇所、範囲について教えていただきたい。	現時点では、具体的な予定はありません。
43	伏見港	要項	5	緊急時の避難所等の…とあるが、避難所としての使用実績は過去にあるか、また避難所時の緊急対応施設(かまどベンチ等)及び備蓄品の一覧を教えてください。	避難所としての使用実績及び緊急対応施設(かまどベンチ等)はありません。 また、現時点では備蓄品を設置しておりません。 なお、現在京都市が体育館の旧宿直室に備蓄品の設置を計画しており、具体的内容については現在調整中ですので御留意ください。
44	伏見港	要項	5	水害発生時の緊急避難場所とあるが、以前に園路の浸水被害もあり、川や水路に囲まれた状況で安全な使用が可能とお考えか。	京都市から水害時の緊急避難場所等に指定されているのは総合体育館2階フロア面です。体育館のフロア面は京都市が作成した洪水浸水想定において浸水しない高さにあり、それ以外の公園施設は浸水の可能性があります。
45	伏見港	要項	5	伏見港公園／資料⑤ ⑪府立都市公園等におけるツキノワグマ対策実施基準（案）に係り、伏見港公園周辺でのツキノワグマ目撃例についてご教授ください。	現時点ではありません。
46	伏見港	要項	5	セアカゴケグモ、スズメバチ等の危険生物について、近年の発生状況をご教示いただきたい。	令和8年8月の調査で、セアカゴケグモはテニスコートグレーチング下で20匹を駆除しました。現時点では、スズメバチの巣の存在は認められていません。
47	伏見港	要項	6	伏見港公園では修繕協議が100万円以上となっているが、施設を止めることなく運営するためには、協議額を上げるべきではないか	施設運営に支障を及ぼす緊急的な修繕については、速やかに協議いただき、本府も速やかに判断するなど、可能な限り施設の利用停止にならないように配慮しております。 よって、現時点では上限額の見直しは考えていません。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
48	伏見港	要項	6	伏見港公園／募集要項P17 『※ 事業計画書（様式2、2－1～2－4）、収支計画書（様式3）及び自主事業に関する事業計画書（様式4－1、4－2、5－1、5－2）については、C D－Rの電子データ（製本データはPDF形式、オリジナルファイル（ワード、エクセル又はパワーポイント）は別フォルダ格納）も併せて御提出ください。』とございますが、製本データは、様式2、2－1～2－4、様式3、様式4－1、4－2、5－1、5－2を一つのPDFファイルにまとめ、オリジナルファイルはそれぞれ別フォルダに格納してC D－Rに保存するという認識でよろしいでしょうか。	27番の回答を御参照ください。
49	伏見港	要項	7	伏見港公園／募集要項P19 ⑥指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、説明会にて両日出席する可能性があるとの説明を受けましたが、1日目と2日目の審査内容についてご教示ください。	30番の回答を御参照ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
50	伏見港	要項	7	伏見港公園／募集要項P19 ⑥指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、説明会にて両日出席する可能性があるとの説明を受けましたが、以下でお間違いないでしょうか。 ・令和8年11月25日（水）14時～18時30分 ・令和8年11月30日（月）9時～13時 ・共に京都駅周辺にて実施	31番の回答を御参照ください。
51	伏見港	要項	7	伏見港公園／募集要項P19 ⑥指定管理者等選定審査会により書類選考、ヒアリング審査について、パワーポイント資料を使用する場合には、パソコンの準備が必要とご案内頂きましたが、プロジェクター又は大型モニタ等に投影してご説明するのでしょうか。発表時間は5分以内でお間違いないでしょうか。	32番の回答を御参照ください。
52	伏見港	要項	8	園地の入園者数の算定方法はどのようにされているか。	各種施設（体育館、プール等）を除く、園内におられる入園者数は、1日3回（10:30、13:00、16:00）に園地（広場等）内にいる人数を目視にてカウントし累積しています。
53	伏見港	要項	8	伏見港公園の募集要項 資料2－1施設使用料収入において、「その他収入」はコインロッカー収入と駐車場収入の合計額となっていますが、それぞれの内訳をご提示ください。。	【コインロッカー】 R7：4,590,000円、R6：4,240,000円、R5：2,303,900円 【駐車場】 R7：36,702,600円、R6：30,485,300円、R5：29,582,600円 【その他（付属設備等）】 R7：3,710,970円、R6：2,295,600円、R5：3,439,380円
54	伏見港	要項	8	駐車場のみの売り上げと入出庫台数を教えてください。	49番の回答を御参照ください。 入出庫台数については、募集要項の資料2-1を御参照ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
55	伏見港	要項	8	R5年度からR7年度の水光熱費（電気・ガス・水道・下水道）毎の支払額と各々の使用量（E (Kw)、G (㎡)、上水道 (㎡)、下水道 (㎡)）を教えてください。	【上水道】（支払額（千円）・使用量（m3）） R7:2,339・4,890、R6:1,591・3,334、R5:1,454・3,552 【下水道】（支払額（千円）・使用量（m3）） R7:1,252・6,051、R6:1,372・6,595、R5:1,330・6,428 【電気】（支払額（千円）・使用量（Kw）） R7:10,209・414,344、R6:11,783・445,362、R5:11,468・409,416 【ガス】（支払額（千円）・使用量（m3）） R7:13,721・134,323、R6:13,860・128,442、R5:9,608・85,997
56	伏見港	要項	8	資料5の年度別収入内訳表のR6年度欄のテニスコートとプール収入額が前後の年度と大きく異なっている。（特にプールの収入額の変動が大きい）何か間違いはありませんか？	御指摘のとおり、誤記がありましたので、以下のとおり訂正します。 【正】テニスコート：11,742,870円、プール：25,506,130円 【誤】テニスコート：25,506,130円、プール：11,742,870円 なお、募集要項の訂正版を令和8年10月27日（火）にHPに掲載する予定です。
57	伏見港	仕様書	0	仕様書本編 P9 6 (3) ③ ア 「電気主任技術者3種以上の免許を有した者が、施設の円滑な運営と安全の確保に努める」とありますが、「電気主任技術者3種以上の免許を有した者」の責任で業務を行うという意味と捉えてよろしいでしょうか。	関係法令及び各種基準等に基づき適切に業務を実施してください。
58	伏見港	仕様書	0	仕様書資料（14枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 自家発電設備について負荷試験が必要ですが、仕様に記載がありません。別で実施されているでしょうか。	57番の回答を御参照ください。
59	伏見港	仕様書	0	仕様書本編 P10 6 (3) ⑤ ウ 「災害に伴う修繕の費用負担」について、「災害により発生した被害に対する修繕については京都府の費用負担で実施する場合がある」とございますが、どのような場合が該当するのか、過去に貴府の費用負担で実施した事例でご教示ください。	国が定める異常な天然現象に該当する洪水、降雨、暴風等により公共土木施設（公園）が被災し、災害復旧事業の対象となる場合は、京都府において施設の復旧工事を実施します。 事例としては、平成25年9月14日～17の台風18号の降雨による河川の増水により体育館の地階が水没し、電気設備（受変電設備、動力設備等）及び機械設備（空調設備、ろ過設備等）が被災を受けた、公共土木施設災害復旧工事があります。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
60	伏見港	仕様書	0	仕様書資料（13、14枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 仕様書内に簡易専用水道検査が含まれておりませんが、現地の受水槽には検査履歴の記載がございました。業務対象ではないのでしょうか。	業務対象としてください。
61	伏見港	仕様書	0	仕様書資料（28枚目）⑦特殊建築物及び建築設備定期点検業務 屋外プールのスライダーも特殊建築物及び建築設備定期点検業務を行っているようですが、仕様書に記載がありません。業務対象ではないのでしょうか。	60番の回答を御参照ください。
62	伏見港	仕様書	0	境界管理の具体的な業務についてお示しいただきたい。	公園敷地内の樹木が境界線を越え電線や住居の庭や屋根などに覆いかぶさるなどの状況が出る場合等が該当します。
63	伏見港	仕様書	0	現在ある危険木について、指定管理期間開始までに、伐採や枯枝除去の対応をしていただけるか。	現時点で具体的な予定はありません。
64	伏見港	仕様書	0	園内にある高さ1mほどの伐採根株について、景観にそぐわないと考えるが、次期指定管理開始までには改善していただけるのか。	63の回答を御参照ください。
65	伏見港	仕様書	0	桜の新植が見られたが、今後も計画的に桜の植栽予定はあるか。	63の回答を御参照ください。
66	伏見港	仕様書	0	駐車場について、路外駐車場の届出はしているか。	公園専用駐車場であるため駐車場法等に基づく路外駐車場制度の適用外です。
67	伏見港	仕様書	0	管理業務仕様書P8（3）説明文に「管理基準書」とあるが、これは資料⑤のことを指しているのでしょうか？ また、資料⑤下段点線枠内には、「目安」と記載がされており、各管理業務の数量が説明されていますが、「目安」の意味からも守らなければならない数量仕様ではないと思います。 その場合、府が求めている性能仕様の内容はなんのでしょうか？	管理基準書は、資料⑤を指します。 管理基準書（資料⑤）は、公園の安全で快適な利用を確保するために、過去の管理・運営の実績からその水準を満たすための管理内容や数量の目安を示したものです。 施設維持・管理業務における府が求める管理水準は、管理業務仕様書に記載のとおりです。〔管理業務仕様書第6（3）参照〕

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
68	伏見港	仕様書	0	仕様書P9 ④植物管理業務イについてもQ4と同様に性能仕様と考えると、府の求めている性能仕様の内容はなんでしょうか？	管理業務仕様書に記載のとおり、常に安全で快適な環境を来園者に提供することを目的としています。〔管理業務仕様書第6（3）④イ参照〕
69	伏見港	仕様書	0	仕様書資料（10枚目）管理基準書 ①屋外・建屋・プール等清掃業務 「ごみ収集（吸殻含む）」について、一般廃棄物収集運搬業務にあたるものと考えてよろしいでしょうか。また、現行実働会社をご教示願います。	一般廃棄物収集運用業務に該当しますので、法令に基づき適正に業務を行ってください。 なお、現行実働会社については法人の事業運営に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、回答できませんので御理解ください。
70	伏見港	仕様書	1	仕様書資料（13、14枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 「消防用設備法定点検」について、1月と3月に点検実施となっていますが、3月にまとめて点検することで支障があるのでしょうか。	管理基準書（資料⑤）は、公園の安全で快適な利用を確保するために、過去の管理・運営の実績からその水準を満たすための管理内容や数量の目安を示したものです。 資料⑤を参考に京都府が求める管理水準を満たすよう、関係法令等に基づき支障がない範囲でまとめていただくことは可能です。
71	伏見港	仕様書	1	仕様書資料（10枚目）管理基準書 ①屋外・建屋・プール等清掃業務 「毎日」と記載がある業務については、休園日を除いて実施する業務という認識でよろしいでしょうか。	管理基準書（資料⑤）は、公園の安全で快適な利用を確保するために、過去の管理・運営の実績からその水準を満たすための管理内容や数量の目安を示したものです。 資料⑤を参考に京都府が求める管理水準を満たす管理内容・数量を御提案ください。
72	伏見港	仕様書	1	資料の樹木剪定の数量について、現在の園内の樹木の状況より、高木及び中木の数量が少ないと考える。管理基準の最小数量との認識でよいのか。	71番の回答を御参照ください。
73	伏見港	仕様書	1	草刈りが年間2回とあるが、刈回数として少ないと考える。記載間違いではないか。	71番の回答を御参照ください。
74	伏見港	仕様書	1	樹木等調査とあるが、直近での調査項目、調査結果について、公表いただきたい。	71番の回答を御参照ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
75	伏見港	仕様書	1	伏見港公園／管理業務仕様書P9 ④植物管理業務のうち、ア植栽安全管理業務に定期点検による安全確保が明記されていますが、想定されている具体的な点検内容をご教授ください。 また、樹木医による診断等も必要でしょうか。	71番の回答を御参照ください。
76	伏見港	仕様書	1	仕様書資料（11枚目）管理基準書 ①屋外・建屋・プール等清掃業務 「伏見港公園（体育館）」について、「0」の記載がございますが、ここは実施が必要なく7月の年1回のみ実施するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
77	伏見港	仕様書	2	仕様書資料（32枚目）管理基準書 ⑨運動施設（テニスコート・屋内競技場・相撲場）整備業務 「伏見港（屋内競技場）」の床面調整について、具体的な業務内容をご教示願います。	施設・設備の所定の性能が継続的に発揮されるよう、京都府が求める管理水準を満たす管理内容・数量をお見込みの上、御提案ください。
78	伏見港	仕様書	2	仕様書資料（32枚目）管理基準書 ⑨運動施設（テニスコート・屋内競技場・相撲場）整備業務 相撲場整備について、具体的な業務内容をご教示願います。	77番の回答を御参照ください。
79	伏見港	仕様書	3	仕様書本編 P9 6 (3) ③ ア 「(カ)受変電設備等点検」について、最新の単線結線図及び過去の停電を伴う年次点検報告書を開示願います。	最新の単線結線図は都市計画課にて閲覧可能です。 資料準備の都合がありますので、閲覧希望の方は事前にご連絡ください。 （都市計画課公園係（直通） 075-414-5271） なお、資料の取り寄せ等の準備に時間を要する場合や準備できない資料がある場合があります。 加えて、画像で記録を行う場合は、その利用は本提案に限るものとし、適切に管理してください。 また、当該業務においては、業務報告書及び必要により適宜行う確認により適切に管理されているかを確認しておりますが、個別の点検報告書の提出は原則求めておらず、点検項目が記載された資料は保有していません。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
80	伏見港	仕様書	3	仕様書資料（13枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 「冷熱源機器」の「冷却塔（2台）シーズンイン点検」・「シーズンオフ点検」について点検項目を開示ください。もしくは点検報告書を開示ください。	当該業務においては、業務報告書及び必要により適宜行う確認により適切に管理されているかを確認しておりますが、個別の点検報告書の提出は原則求めておらず、点検項目が記載された資料は保有していません。
81	伏見港	仕様書	3	仕様書資料（13枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 「冷熱源機器」の「送風機（6台）6ヶ月点検」、「総合点検」、「シーズンオフ点検」について点検項目を開示ください。もしくは点検報告書を開示ください。	80番の回答を御参照ください。
82	伏見港	仕様書	3	仕様書資料（13枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 「冷熱源機器」の「空調用ポンプ（2台）総合点検」について点検項目を開示ください。もしくは点検報告書を開示ください。	80番の回答を御参照ください。
83	伏見港	仕様書	3	仕様書資料（13枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 「第一種圧力容器性能点検」の「貯湯タンク（1基）性能点検」について点検項目を開示ください。もしくは点検報告書を開示ください。	80番の回答を御参照ください。
84	伏見港	仕様書	3	仕様書資料（13枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 「第一種圧力容器性能点検」の「ヘッダー（2基）性能点検」について点検項目を開示ください。もしくは点検報告書を開示ください。	80番の回答を御参照ください。
85	伏見港	仕様書	3	仕様書資料（13枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 「第一種圧力容器性能検査」の「鋳鉄製温水ボイラー（2基）総合点検」について、点検項目を開示ください。もしくは点検報告書を開示ください。	80番の回答を御参照ください。
86	伏見港	仕様書	3	仕様書資料（13枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 「第一種圧力容器性能検査」の「鋳鉄製温水ボイラー（1基）総合点検」について、点検項目を開示ください。もしくは点検報告書を開示ください。	80番の回答を御参照ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
87	伏見港	仕様書	3	仕様書資料（16枚目）管理基準書 ③集中管理設備保守点検業務 「集中管理設備保守点検」について、点検項目を開示ください。もしくは点検報告書を開示ください。	80番の回答を御参照ください。
88	伏見港	仕様書	4	仕様書資料（14枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 【水質管理薬品】について、「0kg/年」と記載のある項目について、過去5年では合計どれだけ使用されているでしょうか。薬品の種類と量をご教示ください。	当該業務においては、業務報告書及び必要により適宜行う確認により適切に管理されているかを確認しておりますが、御質問の実績に係る資料の提出は求めているため、該当の資料は保有していません。 なお、次のとおり記載に誤りがありましたので、令和8年10月27日（火）に伏見港公園の募集ページにて訂正版を掲載します。 資料⑤-②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 〔水質管理薬品〕管理基準 実施回数 【正】 井戸設備（ポリ塩化アルミニウム）20kg/本 実施回数 毎月2本 【誤】 井戸設備（ポリ塩化アルミニウム）0kg 実施回数 記載なし
89	伏見港	仕様書	4	仕様書資料（14枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 【水質管理薬品】について、「その他薬剤」の備考欄に記載の「冷却水系水処理剤」の薬剤の種類・数量をご教示願います。	当該業務においては、業務報告書及び必要により適宜行う確認により適切に管理されているかを確認しておりますが、ご質問の実績に係る資料の提出は求めているため、該当の資料は保有していません。
90	伏見港	仕様書	4	樹木・低木・生垣薬剤散布について、散布している樹種、薬剤について、公表していただきたい。	89番の回答を御参照ください。
91	伏見港	仕様書	4	草地管理について、薬剤除草とあるが、散布している薬剤について公表していただきたい。	89番の回答を御参照ください。
92	伏見港	仕様書	4	仕様書本編 P6 6 (2) ⑦ 備品・消耗品管理業務について、消耗品（トイレットペーパー、アルポース、ゴミ袋等）それぞれの昨年度の購入実績を開示ください。	89番の回答を御参照ください。
93	伏見港	仕様書	5	仕様書資料（11枚目）①屋外・建屋・プール等清掃業務 現行の清掃員シフト表を開示願います。	法人の事業運営に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、回答できませんので御理解ください。 京都府が求める管理水準を満たす内容・人員配置を御提案ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
94	伏見港	仕様書	5	仕様書資料（14枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 【日常運転保守管理】について、「プール水質管理主任及び副主任」、「プール水質管理技術員」、「屋外プール水質管理技術員」について、現行シフト及び必要資格をご教示願います。	シフト表は、法人の事業運営に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、回答できません。 必要資格については、特段の定めはありませんが、プールの衛生及び管理の実務を担当する者は、「遊泳用プールの衛生基準について」（厚生労働省）を遵守し、プールにおける安全及び衛生に関する知識及び技能を有する者を充ててください。〔管理基準書6（2）⑤シ参照〕
95	伏見港	仕様書	5	仕様書資料（14枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 【日常運転保守管理】について、「プール水質管理主任及び副主任」と「プール水質管理技術員」を兼務することは可能でしょうか。	同一の者が兼ねることとしても差し支えありません。〔管理基準書6（2）⑤シ参照〕
96	伏見港	仕様書	6	仕様書本編 P9 6（3）③ ア 「(イ)電気マンホール点検」について、業務実施場所を図示ください。	都市計画課にて閲覧可能です。 資料準備の都合がありますので、閲覧希望の方は事前にご連絡ください。 （都市計画課公園係（直通） 075-414-5271） なお、資料の取り寄せ等の準備に時間を要する場合や準備できない資料がある場合があります。 画像で記録を行う場合は、その利用は本提案に限るものとし、適切に管理してください。
97	伏見港	仕様書	6	仕様書資料（14枚目）②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 について、プール水処理設備における給水と排水のルートが複雑です。竣工図や系統図等、図示したものを開示頂けないでしょうか。	96番の回答を御参照ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
98	伏見港	仕様書	6	植栽管理業務について、樹木の点検・診断に関する指針(仮)等を参考にする場合、公園内の樹木台帳が必要なため、公表していただきたい。	96番の回答を御参照ください。
99	伏見港	仕様書	6	公園内の植栽及び草地・芝生地について、樹種・規格・本数、草地・芝生地の面積について、教えていただきたい。	96番の回答を御参照ください。
100	伏見港	仕様書	6	駐車場電源の送電ルートがわかる資料を提示してほしい。	96番の回答を御参照ください。
101	伏見港	仕様書	7	仕様書本編 P9 6 (3) ③ ア 「(ク)照明設備清掃点検」について、仕様書資料のどの業務項目に対応するでしょうか。照明設備の種類と数量、及びその業務周期をご教示ください。	館内照明器具(LED、蛍光灯)：アリーナ天井照明＝14台、 3階＝52台、2階＝56台、1階＝81台、B階更衣室＝43台、 屋内プール＝19台、テニスコート＝52台、クラブハウス＝45台、 屋外＝29台、屋外プール＝10台、屋外更衣室＝37台、相撲場＝12 台、駐車場ゲート＝2台 業務周期については施設・設備の所定の性能が継続的に発揮されるよう、京 都府が求める管理水準を満たす管理内容・数量をお見込みの上、御提案くだ さい。
102	伏見港	仕様書	7	仕様書本編 P9 6 (3) ③ ア 「(ク)直流電源設備点検」について、メーカー・型番・点検周期及び過去の点 検報告書を開示願います。	メーカー：GSユアサ、型番：SNSX-54 当該業務においては、業務報告書及び必要により適宜行う確認により適切に 管理されているかを確認しておりますが、個別の点検報告書の提出は原則求 めておらず、資料は保有していません。 関係法令や基準に基づき、京都府が求める管理水準を満たす管理内容・数量 をお見込みの上、御提案ください。

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
103	伏見港	仕様書	7	仕様書本編 P9 6 (3) ③ ウ (ア)～(エ)について、メーカー・型番・点検周期及び過去の点検報告書を開示 願います。	メーカー・型番については図面にてお示ししますので、96番の回答を御参照 ください。 点検周期及び点検報告書については102番の回答を御参照ください。
104	伏見港	仕様書	7	仕様書資料(10、11枚目) 管理基準書 ①屋外・建屋・プール等清掃業務 「伏見港公園(屋内プール)」「伏見港公園(屋外プール)」プールサイド の洗浄について、機械による洗浄を実施されているでしょうか。	機械の使用は「高圧洗浄機(ケルヒャー等)」を使用しています
105	伏見港	仕様書	7	仕様書資料(11枚目) ①屋外・建屋・プール等清掃業務 プールサイド洗浄に使用する資機材(自動洗浄機等)について、貸与いた だける資機材があれば、ご教示ください。	現指定管理者所有の機器であるため、京都府から貸与できません。
106	伏見港	仕様書	7	仕様書資料(14枚目) ②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業 務 【貯水槽清掃】について実施回数「2回/年」と記載がございますが、実施予 定日数には計「1」と記載がございます。どちらが正でしょうか。	御指摘のとおり、資料に誤記がありましたので以下のとおり訂正します。 実施予定日数の記載が正しいため、「1回/年」を目安としてください。 資料⑤ー②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業務 【貯水槽清掃】管理基準 実施回数/体制(人) 【正】 水抜き後清掃、設備整備、水張り、調整等点検員 1回/年 【誤】 水抜き後清掃、設備整備、水張り、調整等点検員 2回/年 なお、「資料⑤ー②」訂正版は令和8年10月27日(火)にHPに掲載する予 定です。
107	伏見港	仕様書	7	仕様書資料(14枚目) ②電気・空調・プール水処理設備運転保守管理点検業 務 【貯水槽清掃】について、容量(有効容量)、槽数(1槽式か2槽式か)をご 教示願います。	市水貯水槽: 容量ー2 m ³ 、槽数ー2 井水槽: 容量60 m ³ 、水槽数ー1 屋外井水受水槽: 容量30 m ³ 、水槽数ー1
108	伏見港	仕様書	7	20 危険樹木伐採とあるが、伐採の樹種・本数・伐採理由について教えていただ きたい。他の樹木について、経過観察が必要な樹木が残っていれば、処置を 引き継ぐためそれについてもご教授いただきたい。	令和8年3月に、桜: 46本、枝垂桜: 1本、ケヤキ: 3本、ヒノキ: 1本の 合計51本を、老朽化等により危険と判断したため伐採しました。 南西角のポプラ1本が危険樹木として経過観察中です。
109	伏見港	仕様書	7	ごみや資材類についての保管場所(バックヤード)について、園内にあるか。 あれば位置、規模を教えてください。	体育館外北西部に産業廃棄物仮置き場(18 m ²)、東側に一般廃棄物置き場 (15 m ²)

番号	公園	該当箇所	類型	質問内容	回答
110	けいはんな	要項	5	(8) 「リスク管理、責任分担」の災害発生時対応について、想定されている避難場所としての活用方法と、その中で指定管理者に求められる具体的役割をご教示ください。	現時点で京都府及び精華町は、関西文化学術研究都市記念公園を災害等の指定避難所等として位置付けているものではありませんが、災害発生時には、状況に応じて公園や施設を一時的な避難場所や防災活動拠点として活用される場合があります。 その際、その他施設開放等の協力などお願いすることがあります。 また、災害発生時には、指定管理者は利用者の安全確保や避難誘導、施設の被害状況確認及び報告、関係機関との連絡調整をしていただく必要があります。